

北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市人権行政指針の理念に基づき、市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指すことを目的とする北九州市パートナーシップ宣誓制度の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し、又はすることを約した一方又は双方が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる二人の関係をいう。

2 この要綱において「宣誓」とは、二人の関係がパートナーシップであることを当該二人が市長に対して誓うことをいう。

3 この要綱において「申告」とは、本市の区域内への転入前に、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に定める自治体（以下「構成自治体」という。）において、第5条第1項に規定する受領証に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓又は申告の対象者の要件)

第3条 宣誓又は申告をする者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならないものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有しているか又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 双方の関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をする者は、市職員の面前で自らパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以

下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号)に所定の事項を記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 宣誓時において双方が市内に住所を有していない場合にあっては、前号に掲げる書類に代えて市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料
- (3) 自身が独身であることを証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか官公署が発行した免許証、許可証その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他前各号に準ずるものとして市長が必要と認める書類

(申告の方法)

第4条の2 申告をする者は、来庁又は郵送により、パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第1号の2)(以下「申告書」という。)に所定の事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (3) 郵送の場合は、切手貼付の返信用封筒

2 市長は、第1項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、来庁による申告にあっては次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求め、郵送による申告にあっては同書類の写し(個人番号カードにあっては、表面のみ)の提出を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか官公署が発行した免許証、許可証その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号に準ずるものとして市長が必要と認める書類
(受領証の交付)

第5条 市長は、第4条及び第4条の2の規定により宣誓又は申告がなされた場合において、当該宣誓又は申告をした者が第3条の要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓又は申告をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、申告をした者に受領証を交付したときは、当該受領証を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する構成自治体に通知する。

(宣誓又は申告における配慮)

第6条 宣誓又は申告をする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において通称名を使用することができる。

2 宣誓又は申告をする者の一方又は双方に子がいる場合であって、受領証に当該子の氏名の記載を希望するときは、当該子との関係性を確認できる書類を提出することで、記載することができる。

(宣誓事項の変更)

第7条 受領証の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、宣誓又は申告時において宣誓書又は申告書に記載した事項に変更があった場合(第9条の規定により受領証を返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)に変更内容が確認できる書類及び受領証を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第8条 受領者は、当該受領証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは宣誓書または申告書
が提出されてから10年の間は、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領
証返還届(様式第6号)に受領証を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 受領者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 受領者のいずれかが死亡したとき。
- (3) 受領者の双方が市内に住所を有しなくなったとき(第4条の2第1項に定める場
合及び第10条第1項に定める場合を除く。)
- (4) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 宣誓書又は申告書を提出した時点において、受領者の一方又は双方が第3条各号
に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (6) 受領者の双方が受領証を必要としなくなったとき。

2 市長は、受領者が構成自治体へ転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ
宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証が返還されたものとみなす。

(自治体間での相互利用)

第10条 宣誓者が、以下の各号に掲げる自治体へ転出する場合であって、パートナ
ーシップ宣誓書受領証継続使用申請書(様式第7号)を提出したときは、継続して本市が交
付した受領証を使用することができる。

- (1) 本市が「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定」(以下「協定」とい
う。)を締結している自治体
- (2) 福岡県が協定を締結している福岡県内の市町村
- (3) 福岡県が協定を締結している他都道府県
- (4) 前号の他都道府県と協定を締結している当該都道府県内の市町村

2 以下の各号に掲げる自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証
(継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用すること
ができる。

- (1) 本市が協定を締結している自治体
- (2) 福岡県が協定を締結している福岡県内の市町村

(3) 福岡県が協定を締結している他都道府県

(4) 前号の他都道府県と協定を締結している当該都道府県内の市町村

3 第1項の規定により継続して受領証を使用している者が、前条各号（ただし、第3号を除く。）に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を本市に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続使用している受領証の再交付については、第8条の規定を準用する。

（個人情報の適正な取扱い）

第11条 市職員は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。